

ゴールデンウィーク期間中の救急医療体制

☎**テレフォンセンター** ☎522・9999

各診療科目の受け付けは、診療終了時間の30分前まで(24時間診療の医療機関は除く)です。受診する科や症状(緊急度)によっては待ち時間が長くなる場合があります。下記以外の医療機関でも内科・小児科・外科・耳鼻咽喉科などの診療を行っている場合があります。詳細は、テレフォンセンターへ☎を。

救急医療機関		診療科目	4月28日(土)	4月29日(祝)	4月30日(休)	5月1日(火)	5月2日(水)	5月3日(祝)	5月4日(祝)	5月5日(祝)	5月6日(日)
夜間・休日急患センター 小倉北区馬借一丁目7-1 【総合保健福祉センター1階】 ☎522-9999 ※眼科は他の医療機関を紹介する場合があります。事前に☎を		内科、小児科、 外科・整形外科	19時30分～ 23時30分	9～23時30分		19時30分～23時30分				9～23時30分	
		眼科※									
		耳鼻咽喉科									
		歯科		9～17時						9～17時	
第2夜間・休日急患センター 八幡西区黒崎三丁目15-3 【コムシティ地下1階】 ☎641-3119		内科、外科、 整形外科	19時30分～ 23時30分	9～23時30分		19時30分～23時30分				9～23時30分	
休日急患診療所	【門司】門司区羽山一丁目1-24 ☎381-9699	内科、小児科		9～17時						9～17時	
	【若松】若松区藤ノ木二丁目1-29 ☎771-9989										
小児救急センター 八幡東区西本町四丁目18-1 【市立八幡病院内】 ☎662-1759			24時間対応								
北九州総合病院 小倉北区東城野町1-1 ☎921-0560		小児科	9時～翌日7時			17時～翌日7時			9時～翌日7時		
国立病院機構小倉医療センター 小倉南区春ヶ丘10-1 ☎921-8881			重症の場合は24時間対応								
地域医療機能推進機構九州病院 八幡西区岸の浦一丁目8-1 ☎641-5111			24時間対応(受診前に☎を)								
			9～24時(0～9時は事前に☎を)								

- 急な病気やけがに備えて、かかりつけ医のゴールデンウィーク中の診療時間帯なども事前に確認しておきましょう。
- 市は、医師会等の団体や産業医科大学病院、その他救急医療機関などの協力を得て、救急医療体制を運営しています。不要不急の受診を避けるなどご協力をお願いします。
- 子どもの急なけが・病気については、福岡県小児救急医療電話相談(☎#8000)にご相談ください。受付時間は、19時(土曜日は12時、日曜日と祝・休日は7時)～翌日7時。19～23時は☎662・6700も可。
- 救急車を呼ぶべきか、病院を受診すべきか迷った場合は、福岡県救急電話相談・医療機関案内(☎#7119か☎(092)471・0099)をご利用ください(24時間対応)。

人権の約束事運動
マスコットキャラクター
モモマルくん



©はぎいわたつみ

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」(通称「障害者差別解消条例」)が4月1日から全面施行されました。この条例は、市民、事業者と市が協力して、差別の解消に向けて主体的に取り組むためのものです。

市と事業者は、「障害を理由とする差別」(「不当な差別的取扱い」をすること、「合理的配慮」をしないこと)が禁止されています。相談は「障害者差別解消相談コーナー」(市役所8階、☎582・5515、F582・5516)へ。解決が難しい場合には、「北九州市障害者差別解消委員会」が助言やあっせんを行います。

☎保健福祉局障害福祉企画課 ☎582・2453、F582・2425

「障害者差別解消条例」が

全面施行されました

「不当な差別的取扱い」とは？

市と事業者は、障害があるという理由で、サービスの提供を拒否したり、制限するなどの取扱いをしてはいけません。

条例では、「不当な差別的取扱い」に当たる行為を生活分野ごとに例示することで、差別の未然防止を図ります。



不当な差別的取扱いの例

- 障害を理由として、医療の提供を拒否したり条件を付けること。
- 盲導犬の同伴を理由に、入店や乗車を拒否すること。
- 障害を理由として、商品の販売やサービスの提供を拒否すること。

「合理的配慮」とは？

障害のある人から配慮を求められた場合に、過度な負担でない範囲で、必要かつ適切な変更や調整を行うことです。

市は、合理的配慮をしなければなりません。事業者は、主体的かつ適切に合理的配慮をするように努めなければなりません。



合理的配慮の例

- 筆談や読み上げ、手話、点字、絵カードでの説明など、その人に合わせたコミュニケーション手段で対応する。
- 段差がある場合に、車いす利用者の移動の補助をする。
- 疲労や緊張が大きい人のために、別室や休憩スペースを設ける。